

第5回 デジタル基盤ワーキング・グループ
議事概要

1. 日時：令和4年4月20日（水）9時00分～10時44分

2. 場所：オンライン会議

3. 出席者：

- | | |
|------------|---|
| （委員） | 夏野剛（議長）、菅原晶子（座長）、杉本純子（座長代理）、
岩下直行 |
| （専門委員） | 住田智子、瀧俊雄、戸田文雄、村上文洋、井上岳一、落合孝文、 |
| （政府） | 牧島大臣、小林副大臣、山田大臣政務官 |
| （オブザーバー） | デジタル庁 戦略・組織グループ 門馬参事官
デジタル庁 戦略・組織グループ 帆足企画官 |
| （事務局） | 村瀬規制改革推進室長、辻規制改革推進室次長、
渡部規制改革推進室次長、山西規制改革推進室次長、
大野参事官、藤山企画官 |
| （ヒアリング出席者） | 環境省 松本大臣官房審議官
環境省 東岡自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室室長
公正取引委員会事務総局 小室経済取引局調整課長 |

4. 議題：

（開会）

1. 「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手続のオンライン化及びオンライン利用率の引上げ」について
（環境省からのヒアリング）
2. 「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」について
（公正取引委員会からの説明）
3. 「小型家電等の産業廃棄物の適切な処理等の促進及び電子マニフェストの利用拡大」について
4. 「『オンライン利用率を大胆に引き上げる取組』を行うことが困難としている手続に係る『取組状況及び今後の工程』」について
5. 「『地方公共団体と事業者の手続のデジタル化』について『方針を示すことができない』としている手続に係る『取組状況及び今後の具体的な取組方針』」について
6. 規制改革ホットラインの処理方針について

(閉会)

5. 議事概要：

○大野参事官 それでは、定刻になりましたので、第5回「規制改革推進会議 デジタル基盤ワーキング・グループ」を開催いたします。

本日は、牧島大臣、小林副大臣、山田政務官に御出席いただいております。

また、他ワーキングから井上専門委員、落合専門委員に御出席いただいております。

あわせて、デジタル庁から門馬参事官、帆足企画官にも御同席いただいております。お忙しいところ、ありがとうございます。

オンライン開催ですので、会議中、雑音が入らないよう、ミュートにさせていただきますようお願いいたします。発言の際は「手を挙げる」ボタンを押していただきますと、菅原座長より順番に指名させていただきます。ミュートを解除して御発言ください。発言後は再度ミュートにさせていただきますようお願いいたします。

なお、進行時間を厳守したく存じますので、恐縮に存じますが、御質問につきましては要点を絞ってコンパクトをお願いいたします。

以後の議事進行につきましては、菅原座長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。

○菅原座長 大野参事官、ありがとうございます。

それでは、議事に先立ちまして、牧島大臣から一言御挨拶をお願いします。

○牧島大臣 おはようございます。本日もお集まりいただき、御議論に御参加いただきましてありがとうございます。

きょうのテーマは2点でございます。狩猟法に基づく手続のオンライン化及びオンライン利用率の引上げ、情報システム調達の2点を中心に御議論をお願いします。

現在、政府では、年間件数が10万件を超えるなど、国民や事業者身近な行政手続について、利用者目線での継続的なサービスの改善によってオンライン利用率を大胆に引き上げる取組を実施しています。

本日、御議論いただく狩猟や捕獲に係る手続は、現状、大半の都道府県でオンライン化が未実施であり、多くの申請者が書面による手続を強いられていると承知しています。オンライン化の目標については、環境省が作成した計画では、当初は都道府県ごとにオンライン化を実施し、令和3年度から令和13年度までの10年間でオンライン利用率10%を目指すというものでした。その後、本会議からの指摘を踏まえ、本日、統一的なプラットフォームを導入し、令和13年度までに利用率50%とする案をお示しいただきました。

一方で、地方公共団体の自治事務であるという考え方、申請者に高齢者が多いなどという課題があることは理解しますが、改定案においても目標達成に向けた取組内容を十分に具体的にお示しいただけていないと考えています。政府がデジタル原則に則した改革を推進していることを踏まえて高い目標を掲げ、手数料の支払や行政内部の事務も含めたデジ

タル完結を速やかに実現していただきたいと思います。

委員の皆様には、他府省が所管する同質の手續にも横展開が図られるよう、具体的な対応策なども含めて御議論いただければ幸いです。

次に、情報システム調達に関しては、公正取引委員会が本年2月に公表した実態報告書を踏まえ、今後、どのように実効性を高めて横展開を図るべきか、御議論をお願いします。

報告書では、事業者や自治体の声を基に、情報システムにおける疎結合、A P I連携の促進、データ標準化の推進、情報システムのオープンソース化などについて、具体的な進捗状況や改善に向けた意見を取り上げているなど、参考にすべき点が数多く盛り込まれているものと考えています。

情報システム調達を含め、行政手續のデジタル化に当たっては、関係機関がそれぞれの観点から連携して取組を進めることが重要です。デジタル庁としてもしっかりと取り組んでいきたいと考えています。

委員の皆様には、今後、政府が取るべき方針などについて、忌憚のない活発な御議論を本日もよろしく願いいたします。

○菅原座長 牧島大臣、ありがとうございました。

それでは、議事「『鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に基づく手續のオンライン化及びオンライン利用率の引上げ』について」に移ります。

大臣からも御指摘がございましたが、環境省には主体的に高い目標を掲げ、P D C Aを回してデジタル原則に即したオンライン化・デジタル完結による利便性向上・効率化に取り組んでいただくこと、また、国を挙げてデジタル化を進めている時代に環境省に何が求められているかを踏まえて取組を進めていただきたいと考えております。

それでは、環境省より、制度の概況やあらかじめ提示した論点について10分程度で御説明をお願いします。恐れ入りますが、時間が限られておりますので、要点を絞った説明をお願いいたします。

○環境省（松本審議官） おはようございます。環境省の松本です。いつもお世話になっております。

本日は、鳥獣保護管理法に基づく狩猟免許の申請等の諸手續のオンライン化に向けた取組について御説明させていただきたいと思います。

御案内のとおり、狩猟に関しましては、猟銃による猟とわなによる猟と網による猟がございまして、特に牧島大臣にはわな猟の免許も取っていただいているということで、感謝申し上げます。

他方、最初にお話がありましたけれども、高齢化が進んでいるという点もございまして、私どもも苦勞しているところがございますけれども、デジタル庁さんの御指導も踏まえながら、今後のオンライン化、申請率のアップに向けて取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

まず、論点①について御説明をさせていただきたいと思います。

論点①に対する回答①でございますけれども、手続のフロー及びオンライン化の状況について、別添の資料1-2を御覧いただきたいと思います。

鳥獣保護管理法に基づく手続としましては、左側の緑の欄ですが、①狩猟者の登録申請、②狩猟の結果報告、③鳥獣捕獲という取組に対する許可申請、④捕獲した結果の報告と、主に4つの手続がございます。それぞれ都道府県、市町村、地方環境事務所に重複なく申請報告をいただくことになってございます。

利用の実施状況ですけれども、括弧書きに書いてあるところが都道府県等の利用実施状況でございます。例えば一番上が47分の1となっておりますが、47都道府県のうち、①に関しては、システムが利用されているところが1件だけということでございます。

そのほか、③について言いますと、47分の16となっておりますけれども、そのほかは、システム以外でメールでの受付などをやっている都道府県がございますので、システム、メールを合わせて47分の16という数字が出ていますが、御案内のとおり、まだ都道府県のシステム化・オンライン化は進んでいないという状況でございます。これが手続フローでございます。

その次、資料1-3でございますが、環境省におきましては、全国における野生鳥獣の捕獲数を取りまとめる捕獲情報システムというものを持っています。今、お話しさせていただいた都道府県、市町村、地方環境事務所のデータを統合する形で全国のデータを集める捕獲情報システムというものをまとめて、取りまとめているという状況でございます。これが、今、お話し申し上げた手続のフロー及びオンライン化の状況等でございます。

論点①の回答①の2ポツでございますが、牧島大臣からお話がありましたとおり、環境省においては「オンライン共通申請基盤システム」、通称「eMOE」と申し上げてはございますけれども、統一的な基盤の導入のめどがついたことから、冒頭ございました10%ということではなくて、50%を目指して取り組んでいきたいと考えているところでございます。

次に、論点②は、都道府県がなぜ使っていないのか、その理由を示していただきたいということでございますけれども、捕獲情報収集システムの活用を行っていないのは47分の8都道府県となっております。都道府県に聞いたところ、各都道府県独自でシステムを採用しているとか、環境省が作った捕獲情報収集システムを採用するメリットを感じていないという回答をいただいております。

3ページに入っていただきまして、活用を行っていない都道府県については、Excelファイルなどに入力して環境省に提出いただいているところですが、是非オンライン化のメリットを我々としても是非強く周知させていただいて、その活用を都道府県に強く働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

次に、論点③は、捕獲情報システムについて、できるだけ民間アプリなどを活用して、鳥獣の捕獲についてのデータがある意味簡単にシステムにできるようにという話が中央環境審議会の答申であったということございまして、そのシステムはどのようなものが考えられるのか、可能性はどのようなものかということで、対応を伺いたいというのが論点

③の質問でございました。

最近、民間アプリといいますが、スマートフォンで写真を撮ったりするときに、御案内のとおりGPSの位置情報が自然とついてくる。捕獲頭数などもそこに付加的な情報として追加できるということもございますので、リアルタイムで効率的・効果的なデータ収集をできる機能を有した民間アプリが育ちつつあると考えております。

他方、3ポツにございますけれども、現在、どうなっているかといいますが、高齢者の方が多いこともございまして、捕獲した鳥獣の種類、頭数、どこで捕ったという位置情報の報告につきましては、紙媒体での報告が一般的となっている状況でございます。

もしこのような形で民間アプリ、GPS機能、頭数の入力など、簡単にできるものがスマートフォンを活用してできるということであれば、それは捕獲者の利便性向上に資するものではないかと考えておりますので、その後、5ポツに参りますけれども、こういう開発されているアプリを考えて、捕獲システムとの連携に当たって、セキュリティ面、コスト面、高齢者の利用しやすさという課題を考えながら、捕獲情報システムの今後の統一的なシステムへの移行の中で技術的な検討をしてみたいと考えております。

次に、論点④は、オンライン申請についてのプラットフォームを検討すべきではないかということと、そこへの移行についての御質問でございました。

回答④を御覧いただきたいと思っておりますけれども、環境省におきましても、デジタル社会の実現に向けた重点計画やデジガバ中長期計画を作っております。全ての行政手続をオンライン化することを目的として、令和7年度に向けてオンラインの共通申請基盤システムを作ることが、予算も取れまして、できることになりました。

その共通プラットフォームですけれども、本年7月以降にシステム構築をしていきながら、段階的に手続のオンライン化を進めるということで進められようとしておるところでございます。

また、令和5年度以降も、L GWAN、マイナポータルとの接続もしながらシステム改修をしていく、システムを移行していくということでございますので、先ほど申し上げた鳥獣保護管理法に基づく狩猟免許等の手続につきましても、eMOEへの移行へ向けた検討を進めようとしていまして、できれば令和6～7年度くらいの統一基盤システムへの移行を目指して取り組んでいきたいと考えております。これが回答④でございます。

次に、論点⑤につきましては、自治事務ということもございまして、都道府県に様々な申請様式があったりするわけでありまして、端的にいうとBPRを進めるべきということでございます。

それについて、回答⑤を御覧いただきたいと思っております。我々としても、このデジタル化、手続のオンライン化に当たりましては、特に3ポツにございますけれども、様式の統一化なども含めまして、ビジネス・プロセス・リエンジニアリングの必要性はすごく大事だなと考えております。ここは自治事務というところでございますけれども、是非デジタル庁さん、総務省さんともいろいろ相談させていただきながら、様式の統一化、BPRにつき

まして、都道府県とも協議をして進めていきたいと考えているところでございます。

4 ポツはなお書きなので、後で御覧いただければと思います。時間も限られているので、次にまいらせていただきます。

次に、論点⑥について、キャッシュレス化や原本証明の話がございます。特に2行目にありますけれども、収入証紙の話の他に医師の診断書などの話が出ております。回答⑥の1ポツに書いてありますけれども、冒頭申し上げましたように、鳥獣保護管理法で認めている狩猟につきましては、猟銃の捕獲の許可などもあるものですから、人命、財産に対する安全確保という問題があります。

狩猟免許については、発作的な意識障害に関する欠格事由を設けておりますので、これらの事由に該当しないことを確認するために、狩猟免許の申請のときには医師の診断書の添付を求めているところであります。

これにつきましても、紙でなくてはいけないのかという問題があるかと思っておりますので、医師の診断書のような原本をどのように扱っていくのか、今後のeMOEという統一基盤システムへの移行に向けた検討の中で、どういうやり方があり得るのか考えていきたいと考えております。

また、キャッシュレス化につきましては、国の大きな流れとしてキャッシュレス化を目指す、効率的・効果的に進められるように検討されると伺っておりますので、環境省の中におきましても、政府全体の動きを踏まえてキャッシュレス化の検討を進めさせていただきたいと考えてございます。以上が論点⑥についての回答でございます。

次に、論点⑦、対面講習などについて、できるだけデジタル化を検討すべきではないかという御指摘でございます。

それについて、回答⑦、おっしゃるとおりで、講習などは基本的に対面でやっていますけれども、この2年間でコロナの拡大ということもございました。その関係で、講習などにつきましても、既にオンラインを活用した自宅での講習に代替するなどの取組が進められていますので、この流れを一層加速していきたいと考えております。

回答⑦の2ポツがまた厄介なところでございますけれども、狩猟免許の更新の際に、視力、聴力、運動能力の検査が求められておるところです。いわゆる「適性検査」と呼んでいますけれども、それが非対面化、要するにデジタル化でどうやってやるのかについてはまだ悩ましいところがございますけれども、今後、どのような対応が可能なのかといった悩みを抱えている省庁さんもあると思っておりますので、そうした動きも踏まえながら、デジタル庁さんの御指導をいただきながら、対応の方向性について検討してまいりたいと考えておりますので、今後とも御指導をよろしくお願いいたします。

ちょっと長くなりました。よろしくお願いいたします。

以上であります。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がありましたら、お願いし

ます。

それでは、村上専門委員、お願いします。

○村上専門委員 村上です。御説明ありがとうございました。私からは1つ質問があります。

回答③で、民間アプリの活用を進める、令和4年度に次期システムを検討する中で扱うとありましたが、回答④でeMOEについて今年度下期以降にオンライン化を進める、L G W A N、マイナポータルとの連携も進めるとありました。今年度下期から始めるということは、ある程度システムの設計はできていると思いますので、システム間の連携やそこで扱うデータ項目について、資料を事務局に出していただけますでしょうか。

万が一、まだ資料がないということでしたら、今年の夏ぐらいまでないと、下期からのオンライン接続は始められませんので、出来次第、できるだけ早期に事務局に出していただければと思いますが、お願いできますでしょうか。

私からは以上です。

○菅原座長 それでは、環境省さん、お願いします。

○環境省（松本審議官） 御指摘ありがとうございます。環境省の松本です。

これにつきましては、環境省の中では、eMOEと申しますような環境省の中の一元的なシステムは情報室というところで取り扱っております。私どもは自然環境局というところですけれども、情報室にもお願いして、システムの今の御指摘があった点につきまして、事務局に提出できるよう対応してまいりたいと思います。よろしく申し上げます。

以上です。

○村上専門委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○菅原座長 それでは、引き続きまして、井上専門委員、岩下委員、瀧専門委員、戸田専門委員の順番で御発言いただきます。まず井上専門委員、岩下委員に質問・意見をいただきまして、環境省さんに回答いただきます。

○井上専門委員 ありがとうございます。井上でございます。

eMOEなのですがすけれども、L G W A Nやマイナポータルとの接続という文章がありますけれども、これはL G W A Nやマイナポータルに接続する必要があるのでしょうか。そんな重いシステムにする必要があるのかというのが私の疑問でございまして、そこのお考えを聞かせてください。

○菅原座長 続きまして、岩下委員、お願いします。

○岩下委員 今の井上さんの感覚と僕も非常に近いです。今の御説明の中で、例えば医師の診断書の電子化がどうのとか、基盤の中でキャッシュレス決済に全省庁が取り組んでいることへの接続とか、いろいろとハードルの高いことをおっしゃいましたね。それはそれで、必要ならやればいいと思うのですがすけれども、うんと先の課題だと思うのです。

そうではなくて、今、取りあえず問題になっているのは、10万件でしたか、すごい数がある中で、例えばわなを使ったような、医師の診断書とか、不要なものが多いような気が

私はするのですね。多分、重いものを必要とするものはあるでしょう。それを全部ワンセットですごいゴージャスなシステムを作らないと駄目ですというのは、今から30年か40年ぐらい前のシステム開発の思想なのです。今はそういうことはしません。

多くの企業が、商品名を入れていいのかどうか分からないけれども、例えばYappliやLステップという非常に軽いシステムで、エンドユーザーとのインターフェースも楽にして、そういうものを導入していくというのがある意味で普通のシステム開発になっていて、できることからやっていくというのが当たり前の形なので、今の話を聞くと、何とか室と何とか室が協調して、全省庁と自治体とで議論してみたいなことをやったら、それはできないですよ。

そうではなくて、できるだけ簡易にできるところから始めるという発想が必要だし、オールインワンできちんとした完璧なものを作ろうとすると、ものすごくシステム開発に時間がかかるし、できた頃にはもう時代遅れになって誰も使わないという2,000年ぐらいからの電子政府の失敗を何度も繰り返すことになりますから、くれぐれもそういうことにならないように、今はいろいろな便利なツールが出ています。自治体さんもサイボウズなども含めて新しいツールの使い方に習熟している方が一杯いらっしゃいますので、そういう方々と連携して、できるところから始めてみてはいかがでしょうか。

逆に言うと、今、やられている業務の中で、オンライン化に適した業務というのはどういうもので、例えば普通の床屋さんがLステップを1日で導入するような、それと同じようなことで、全都道府県ですぐに入れられる、かつ、エンドユーザーはLINEの登録さえしあれば最低限の情報を入れられるみたいなことは、すぐにでもできると私は思いますが、そういうことの検討は少しはしているのでしょうかというのを教えてください。

以上です。

○菅原座長 それでは、環境省から回答をお願いします。

○環境省（東岡室長） 環境省の鳥獣保護管理室長を務めております、東岡と申します。私から回答させていただきます。

まず、L GWANの接続の必要性でございますけれども、例えば鳥獣法の許可捕獲につきましては、都道府県、または都道府県の権限委譲を受けた市町村で対応しているということもございまして、地方公共団体でかなりの事務をやっていただく必要がありますので、それぞれの自治体で慣れているL GWANを使ったほうがよりスムーズに進むのではないかといった観点で、総合行政ネットワークへの接続を検討しているところでございました。

また、岩下先生からの御質問で、できるところから始めていけばいいじゃないか、まさしくおっしゃるとおりだとは思っております。ただ、先ほどの繰り返になってしまうのですが、地方公共団体、市町村も含めて、かなり関係者が多いものですから、一部がオンライン化して、一部が紙だと、より作業が複雑になったり、どちらかが漏れてしまったり、作業がより広範囲に広がってしまったりというところもあるかと思っておりますので、できると

ころから始めるというところはもちろんそうさせていただきたいと思いますが、かなり広範囲な事務にならないように我々としても努力していきたいと思っております。

また、医師の診断書が全ての狩猟で必要なのかというところがございますけれども、診断書を求める必要性としては、統合失調症や躁鬱病、てんかん、麻薬や覚醒剤の中毒者ではないことの証明ということで、わなについても毎年かなり狩猟事故が発生しているということもありますので、そういったものは我々としては必要ではないかと考えておりました。

環境省からは以上でございます。

○菅原座長 井上専門委員、岩下委員、追加意見、質問などがございましたら、どうぞ。

○岩下委員 もしよろしければ、私の言っていることにはゼロ回答で、小さいところから始めたらどうですかと言うと、おっしゃるとおりですけども、小さいことから始めませんというふうに聞こえたのですけれども、要するに、自治体の方に御負担をかけないというのは供給側の視点ですよ。

それに対して、これに対応しているのは国民なので、国民と自治体のどちらの数が多いか。これに関与している47都道府県の職員の方というのは数百人単位だと思いますけれども、数百人が手間がかかるようになるから、10万人の手間は構わないというふうに聞こえたのですけれども、それでは電子政府は進まないでしょう。

もう一つの質問は、診断書は大いに結構です。もし制度上必要なのだったら、診断書は診断書で別途つけばいいのですけれども、最低限の申告であるとか、いろいろなところがオンライン化できるでしょうということで、先ほど幾つかのツールを申し上げました。

ところで、LステップやYappliなどはどんなものか知っていますか。見たことはありますか。イエス・ノーで教えてください。

以上です。

○菅原座長 環境省、回答をお願いします。

○環境省（東岡室長） 環境省の東岡でございます。

岩下先生の御指摘でございますけれども、我々としてもできるところから始めたいというところは同じでございます。今後、情報室とも相談しながら、開発や移行に向けて検討していきたいと思っております。

Yappliについては、私個人としては把握はしておりませんでした。

○岩下委員 YappliやLステップについて知らないということですね。

○環境省（東岡室長） 申し訳ありません、承知しておりません。

○岩下委員 だったら、勉強してください。世の中でどんな技術が使われていて、ユーザーインターフェースがよくて、エンドユーザーが使うものは何なのだとすることを考えないと、行政のシステムの巨大な大艦巨砲主義でずっとやっていくということでは、これからのデジタル化は立ち行かないですよ。それはちょっと考え方を改めてください。

以上です。

○菅原座長 環境省からコメントをお願いします。

○環境省（東岡室長） 御指摘を踏まえて、前向きに検討していきたいと思います。ありがとうございました。

○菅原座長 井上専門委員、ございますか。

○井上専門委員 単純にメールで写真を添付して狩猟の結果を報告するとか、LINEでやるとか、なぜそういうことができないのですか。それができるようになるだけで全然違うと思うのですけれども、何か統一システムをそこまで作って、そもそもマイナポータルはよっぽど個人情報とひもづくとかでない限りは連携は必要ないと思いますし、その考えがあまりにもずれているのではないかという気がするのですけれども、いかがでしょうか。

○菅原座長 環境省、お願いします。

○環境省（東岡室長） 狩猟者や捕獲者というのが、60歳以上が6割ということで、あまりそういうニーズも聞いていなかったのも、我々としてもそういったところが遅れていたところはあるかと思いますが、そういったことも含めて前向きに検討していきたいと思っております。

○井上専門委員 全部をデジタル化しろと言っているのではなくて、確かに高齢者でスマホも持っていない方はいらっしゃいますから、今の紙の申請も残しておいていただきたいのですけれども、今、狩猟者はその場で捕って、紙に日付を書いて、写真を撮って、それを全部報告していますね。ああいうものがその場でスマホで写真を撮って送れるようになるだけで全然違いますよね。そういうものだけでも、できるようになると全然助かると思うのです。

○菅原座長 環境省、お願いします。

○環境省（東岡室長） 環境省でございます。

そういったことも前向きに検討していきたいと思います。各都道府県でそういった報告を受けているわけですが、例えば紙で報告するものと、システムやメールで来るものというのが、漏れがないのかとか、そういったものを確認するのが各都道府県の事務として増えるかどうかといったことも勘案しながら、我々としてもそういったことは前向きにできるだけやっていきたいと思っております。

○井上専門委員 分かりました。

まず、都道府県と話していても、都道府県は実態から遠いです。市町村の現場担当者も実態から遠いです。猟友会の方や実際の狩猟者などと実際に話した上でシステムを考えていただかないと、あまりにも行政の中で閉じた物事の考え方をしているような気がしますので、そこだけお気をつけください。

以上です。ありがとうございます。

○菅原座長 岩下委員、御発言をどうぞ。

○岩下委員 ちょっとだけ付言で、狩猟者の方々の今の実態は、私も知り合いがいますので、いろいろ聞くと、例えば猟銃を使った狩猟のときには、猟犬ごと、あるいは各人が発

信器をつけて、GPSで場所を確認しながらやるというのが最近は標準みたいです。

わなの設定についても、これをオンラインで把握するようなIT機器を設置している狩猟者が少なからずいると聞きました。

エンドユーザーの方はどうの昔にデジタル化していますから、エンドユーザーは高齢者なのでデジタル化しませんから紙ですというのはおかしいと思いますよ。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

いずれにしても、システム構築の際はユーザー目線で、ユーザーの声を聞きながら構築いただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

続きまして、瀧専門委員、戸田専門委員の順番でお願いします。

○瀧専門委員 ありがとうございます。

先ほど岩下先生からLステップの話がありましたけれども、私もお話に出ているように、メールやLINEでいいはずだとお話を聞きながら思いました。

もしそれが駄目なのであれば、逆に言うと、申請されたけれどもはじいているようなケースやデータがおかしいみたいな要素があるなら、ちゃんとした作り込みが必要なのですけれども、かなり一方通行で、ごく例外が戻ってくるという形であれば、普通の通信手段に乗っからないと、逆に高齢者の方々なので使えないということがかなり起きますので、もう一度エラーみたいなものがどれぐらいあるのかというのを教えていただきたい。

私もこのトピックは不慣れなのですけれども、いろいろ見ていると、「狩りマップ」という大日本猟友会さんのアプリがあったりして、そこから申請などができればいいのではないかと、あまり使われていないアプリなのであれば、民間にもほかにそういうアプリがあると思うのですね。そういうところに働きかけるということをしないと、高齢者で50%とかそれ以上の数字を達成するというのは難しいことだと逆に思っています。

そういう意味でもう一個質問がございまして、今の申請者の中で、狩猟をやっている方は62%ぐらいが60歳以上という統計だけ見たのですけれども、例えば申請者に占める70歳以上の人たちの割合は、雑で結構なのですけれども、分かりますでしょうか。

その2つで追加質問できればと思っています。よろしくお願いします。

○菅原座長 続きまして、戸田専門委員、お願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

自治体を使うシステムについての質問なのですけれども、松本様の御説明の中で、捕獲情報収集システムについて、自治体の方で導入するメリットが感じられないといった意見があるとのことでしたけれども、使いにくいといった声も間々聞くところがございます。こういった自治体側の声をどの程度把握されて、それにどのように応える考えでいらっしゃるのかを知りたいところがございます。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、環境省から回答をお願いします。

○環境省（東岡室長） 環境省の東岡でございます。

狩猟免許の年代別の割合で、70歳以上の割合から御説明させていただきます。

まず、70歳代については21%、80歳以上は4%、60代が36%ということでございます。

今、様々なアプリがあるところでございますが、それぞれ民間独自で作っているもので、セキュリティー面の課題があるというところも聞いておりますので、どこまで我々の行政のシステムと連携できるかというのは、引き続き検討していきたいと思っております。

捕獲情報システムの使い勝手が悪いという御指摘でございますけれども、通常、システムを使わない場合というのは、例えば昨年度提出したExcelの中で記載をしているというところがあって、わざわざシステムに入ってそこで打ち込むよりは、昨年度提出したExcelの中で作業したほうがよりやりやすい。

許認可においても、通常、許可捕獲の場合は日付だけが昨年度のものとは変わってくるとなると、昨年度提出した申請書の中で、例えばWordファイルで申請書を作ったとすると、日付だけ変えたほうが楽にできるので、システムで打ち込むよりはそういったものが使いやすいくところがあると聞いておりますので、今後、システムを作る際には、そういったことができるような、例えば今年度、打ち込む際に昨年度のものがぱっと表示ができたとか、マイページがあって、昨年度のものが見られて、そこを活用できるようなシステムに修正していき、そういったことができるようにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○菅原座長 瀧専門委員からの質問の具体的エラー件数などは把握されていないようですが、今の環境省さんのお答えに対して、瀧専門委員、戸田専門委員、追加でコメントや質問があればどうぞ。

○瀧専門委員 エラーは、数字でなくても、まあまああるのか、ないのかだけいただければと思っていて、ないのであれば、むしろ一方通行でこの数字を満たしていくほうが良いと思ったので、ちょっとそこだけお願いします。

○菅原座長 先に環境省から回答をお願いします。

○環境省（東岡室長） 環境省でございます。

エラーの報告ですけれども、例えば捕獲情報のものを環境省で各都道府県が報告していただいたりするのですけれども、結構抜けがあったり、昨年度と全く同じ数字が並んでいたりとか、かなり手戻りがあるって、そういった中でかなり往復する作業が必要になってきております。

あと、狩猟の報告は狩猟者から各都道府県で報告を受けるわけですけれども、例えば位置情報や必要な項目が抜けていて、これはどうだったのかという確認をしたりする作業が各都道府県で生じて、そのまますぐにそれを打ち込めば終わるということではない場合もあるということは聞いています。

以上でございます。

○瀧専門委員 アナログとデジタルで手戻りが違うというファクトはありますか。

○環境省（東岡室長） 現在のエラーで見ると、打ち込みがされていなかったり、昨年度のファイルを使っていたりするところもあるので、全く同じ数字が入っていたりといったところがあるので、デジタル化に伴ってエラーが増えるということではないかもしれません。単なる作業者の作業ミスというところが多いと聞いております。

○瀧専門委員 ごめんなさい、しつこいのですけれども、紙でも発生しているエラーではあるのですか。デジタルとアナログで同じように手戻りが発生しているなら、あまり理由にならない部分もあるかなと思ったので、お聞きした次第です。

○環境省（東岡室長） 環境省でございます。

現在、紙でのものが多いわけですが、その中でもそういうものが発生しているので、デジタル化することで特有のエラーというものではございません。

○瀧専門委員 分かりました。

いずれにせよ、最初も述べましたように、高齢者向けに一杯こういうサービスを使わせるのはもともとかなり難しいことなので、できるだけシンプルに、使い慣れている手段でというのを追求いただければと思っています。

お答えいただき、ありがとうございます。

○菅原座長 瀧専門委員、ありがとうございます。

それでは、戸田専門委員、追加コメントはございませんか。

○戸田専門委員 民間企業ですと、売上目標を計画どおりに達成するために、商品の改善が必要であれば、即座に対策を行いますので、先ほどおっしゃられたような、申請画面に過去の申請データを表示して申請の手間を軽減するなど考え得るものがあれば、即座に対応いただいて、計画どおりに進めていただければと思います。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

環境省さん、よろしいですか。

○環境省（東岡室長） 我々もそういうことを念頭に置いて作業を進めたいと思います。ありがとうございます。

○菅原座長 続きまして、落合専門委員、それから杉本座長代理の順に御質問、御意見をお願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。私からは3点ほどです。

1つ目は、瀧専門委員とやり取りしていただいております、高齢者がどのくらい手続を利用されているかというお話があったかと思いますが、作るシステム自体はシンプルでというのが瀧専門委員がおっしゃっていただきましたが、そもそも目標自体が低いのではないかと考えております。つまり、50%とおっしゃっていただいておりますけれども、総務省

の情報通信白書ですと、60歳未満はスマートフォンやタブレットの利用率は9割超で、60代が7割超という状態ですので、もっと高い比率を目指すべきではないかと考えられます。

2点目が、そもそも環境省さんの中でできるデジタル化を進められていないのではないかと考えております。例えば地方環境事務所との関係、資料1-2がありますが、これは自治体と関係なく、環境省の直轄ではないかと思われま。都道府県の方でメールが入っていますが、こちらは郵送としか書かれていません。この部分については内部のやり取りなので、それこそメールで、都道府県ですらやられているので、少なくとも紙は廃することができると思われますが、そういったこともされていないのはどういう理由によるものなのでしょうか。

第3点として、自治体との関係です。回答②に、都道府県の独自の集計方法が書いてあります。これを尊重していくと、ローカルルールが残ってしまって、むしろシステムとしてシンプルな分かりやすいシステムになりにくいのではないかと考えております。こういう場合に他の分野、例えば直近ですと、医療・介護のワーキングの方で議論していましたが、様式等については独自のものは作らせないために省令まで上げる議論をしたことがありました。これは分権室や総務省の自治行政局もおられて、業務の細目を統一することは、それ自体では必ずしも分権にも反しないとおっしゃられていたところでは。

こういった点がありますので、自治体との関係でも、政策的に分権を進めることは必須のアジェンダなのですが、細目についてはしっかり統一した上で、回答⑤で、個別の申請内容は把握していないといった若干無責任になられている部分があるように感じますので、国として必要な部分については統一を図っていただく必要があるかと思っておりますが、いかがでしょうか。

○菅原座長 続きまして、杉本座長代理から御意見、御質問をいただき、環境省から回答をいただきます。

○杉本座長代理 ありがとうございます。私からは2点質問させていただきます。

1つ目は、先ほど落合先生からもありました論点②に関しての質問なのですが、回答②に捕獲情報収集システムをまだ活用していない都道府県の情報があと8都道府県だと出ているのですが、御提出いただきました資料1-3を拝見しますと、確かに都道府県ではあと8ですけれども、市町村で見ますと、まだ相当程度システムを利用していない市町村が多く見られることが分かります。

この情報収集システムをきちんと活用し、情報を一元化していくためには、市町村からシステムを利用してもらって、都道府県で集めて、それを報告するというふうにしなれば、先ほどの御回答の中にExcelでずっとやっていたので、あるいはWordで日にちだけを変えればそちらの方が楽だからというお声があったという御回答がありましたけれども、結局市町村からそういうシステムで利用していないものを都道府県でシステムに入力し直すところで事務負担が多くなってしまうこともあるのではないかと推察します。この点、都道府県だけでなく、市町村レベルからシステムを活用してもらうことに関しての今後の段

階的な計画などありましたら、教えていただければと思います。

もう一点は、論点④に関してです。今後、eMOEを段階的に導入していく予定という御回答があったと思うのですが、段階的な導入についての具体的な段階というものは既に想定されているのかということをお聞きしたいと思います。

他のワーキング・グループでも、こういったシステムを構築しても、段階的にとはいうものの、地方公共団体がシステムを導入するのがなかなか進まないということがよく報告されているので、年月日等のある程度決めながら、この時期までにはどれぐらいの都道府県で導入してもらうという具体的な段階を想定されているのか、お聞きできればと思います。

といいますのも、論点④で、既に独自のシステム等を構築しているようなところもあり、既に独自にシステムを作って活用を始めているような自治体からすれば、統一のeMOEの導入に関して、先ほどの論点②の回答にもあったように、eMOEを導入するメリットを感じないというお声が結局出てくるのではないかと思います。そういった段階をどのように設定されているのか、具体的にお聞きできますと幸いです。

以上です。

○菅原座長 それでは、環境省から簡潔に回答いただきたく、お願いします。

○環境省（東岡室長） 環境省でございます。

まず、落合先生の御指摘でございますけれども、地方環境事務所でオンライン化が全然進んでいないという御指摘につきましては、先ほど申し上げたとおり、これまで、Excelの作業の方が楽なので、それで済ませていたというところもあるかもしれませんので、引き続き、内部についてはオンライン化をより一層進めるような形で我々としても取り組んでいきたいと思っております。

2つ目の御指摘でございますが、都道府県でも独自のシステムを作ると、こちらのシステムになかなか入っていただけないというところもありますので、こちらとしてもできるだけ早期にそういった統一的なシステムを作って、それを作ることでどういうメリットがあるのかということも含めて、各都道府県さんに周知をしていきたいと思っております。

次に、杉本先生の御指摘でございますけれども、市町村については、現在のところ、我々としては都道府県にまずお話をし、都道府県から市町村へ周知をするということで、現時点ではなかなか市町村をどういうふうにシステムに組み込むのかというところは、我々としてはできていないところではございますけれども、今後は都道府県を通じて、市町村も含めて、どういう形で計画的にこういったシステムに入っていただけるかといったことを引き続き検討していきたいと思っております。

eMOEの段階的な導入につきましては、昨年度までeMOEが予算がつくかどうかということがまだ分からなかったというところもありますので、今、検討が始まった段階ですので、いつまでにどういうことができるのかというのは、これから情報室とも相談をして、より明確になるように、我々としてもそういうことを決めていきたいと思っておりますので、

よろしく願いいたします。

○菅原座長 落合専門委員、杉本座長代理、コメントがありましたらお願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

1点だけ、Excelの方で十分スピードが出ているからというお話でしたが、郵送でやり取りをしているということは、それを紙に書いて、送って、それをまた打ち直してという作業があって、紙もどこかに保管しているのかと思われます。そういった部分を合わせると、実際は紙の方が時間がかかっているはずですので、そこをカウントしておらず、業務設計の全体の中でどうデジタルを組み込むかに対する評価がうまくできていないのではないかと思いますので、是非よくお考え直しいただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

杉本座長代理、コメントございますか。

○杉本座長代理 ありがとうございます。

1点目の質問に対して、都道府県と市町村の関係なのですけれども、都道府県側が市町村からの報告を改めてシステムに入力するという事務があるのか、そこはもう特に事務負担等はないのか、その辺りのところでもしお分かりでしたら、お聞きできればと思います。もしお分かりでないようでしたら、市町村から都道府県での都道府県側の事務負担のところの点で、現場の声を聞いていただければと思います。

○菅原座長 環境省から簡潔に御回答をお願いします。

○環境省（東岡室長） 落合先生の御指摘ですけれども、資料1-3の捕獲情報システムの概要につきましては、システムを使っている数だけをここでは書いておまして、メールで来ているものはこの中に含んでいないのですけれども、Excelで作っていただいている場合には、メールやCD-ROMで送っていただいて、電子情報の中で我々がそれらをまとめているという作業をしているところでございます。

市町村につきましては、各都道府県でかなりばらばらですので、どのように市町村の情報を集めているかというのは我々として把握しておりませんので、そういった情報が分かれば、また報告させていただければと思います。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

○落合専門委員 すみません、回答がずれてしまったように思われます。もともと地方環境事務局について議論をさせていただきたかったところです。そちらではメールというのが特に書かれていなかったのも、それを踏まえての議論だったのですが、資料1-2で、本当は都道府県と同じで、地方環境事務所はメールでもやり取りされているということなのでしょうか。

○菅原座長 環境省、お願いします。

○環境省（東岡室長） 資料1-2は、申請者と地方環境事務所との関係でいいますと、

通常、地方環境事務所の中では紙で出していただいて、許可申請ですので、Word等で作成した申請書が出てきて、それを紙で返すというのを今まで地方環境事務所でやっていたということで、数の報告はExcelで、資料1-3になるのですけれども、許可申請については、そういった数の報告というよりは、申請の手續の紙が出て、それを返していたということでございます。

以上です。

○落合専門委員 分かりました。内部的な処理をExcelでやられていて、利用者との関係は紙でやられていたということですか。

○環境省（東岡室長） そういうことでございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

まだ十分に議論し尽くせていない部分もありますが、他に質問や御意見がございましたら、委員の皆さんにおかれましては、是非事務局まで意見を寄せてください。事務局を通じて書面で環境省さんに照会し、回答いただきます。

それでは、議事1の議論はここまでとさせていただきます。

環境省におかれましては、ただいまの議論を含めて、さらに検討し、計画を改定していただく必要があると思いますので、よろしく申し上げます。

また、事務局においてもしっかりとフォローアップをしていただき、その他府省が所管する地方自治体が受け手の手續へ横展開がしっかりできるように、答申に必要な事項を盛り込むことを検討してください。

それでは、環境省におかれましては、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。「退室する」ボタンより御退室ください。

○環境省（松本審議官） ありがとうございます。

（説明者退室）

（説明者入室）

○菅原座長 それでは、次に「官公庁における情報システム調達に関する実態調査報告書」についての議論に移ります。こちら先ほど牧島大臣から御指摘がございましたが、公正取引委員会が公表した報告書は、行政手續のデジタル化を促進する観点からも参考にすべき論点が多数盛り込まれているものと考えております。

本日は、公正取引委員会からその概要を御説明いただくとともに、今後、どのように実効性を高めて、各府省庁に横断的な展開を図るべきかを意見交換いたします。

それでは、公正取引委員会より報告書の概要や把握された課題について10分程度で御説明をお願いします。

○公正取引委員会（小室課長） 公正取引委員会調整課長の小室でございます。

本日は、私どもの報告書について御説明させていただく機会をいただきまして、ありがとうございます。

公正取引委員会からは、本年2月に公表いたしました「官公庁における情報システム調

達に関する実態調査報告書」の概要について、資料 2-1 に基づいて説明させていただきます。

それでは、本報告書について、ポイントを絞って御説明いたします。

資料 2-1 の 1 ページでは、行政のデジタル化の推進が喫緊の課題となっておりますところ、競争政策の観点から、多様なベンダーが参入しやすい環境を整備することが重要であるといった認識の下、官公庁向けアンケート調査、ベンダー等へのヒアリング、有識者意見交換会を開催するなどして調査を行ってまいりました。

調査の視点といたしましては、競争政策上の検討事項としましては、右下の図にございますとおり、共通機能のほか、細分化された情報システムが連携され、個々の情報システムごとに整備等を柔軟に実施できる情報システムの疎結合化、この疎結合な情報システムの円滑な連携、オープンな仕様の設計や情報システムのオープンソース化、具体的な取組を官公庁が行うための組織・人員体制等の整備を挙げております。

また、独占禁止法上の検討事項として、情報システム調達におけるベンダー等の行為について、独占禁止法上の考え方や留意点の整理を挙げているところでございます。

2 ページでは、ネットワークにつきましても調査の視点としております。例えば、地方公共団体におきましては、「三層の対策」が講じられているところでございますが、「デジタル社会の実現に向けた重点計画」におきまして、三層の対策の抜本的な見直しを含め、国・地方を通じたネットワーク環境と統合的に検討を進めることとされております。このような取組が行われることによって、多様なベンダーの新規参入が促進されることになれば、競争政策上望ましいことを調査の視点としているところでございます。

続きまして、3 ページでございます。今回の調査におきまして、98.9%、ほぼ100%の官公庁が既存ベンダーと再度契約したことがあると回答しておりまして、その理由といたしましては、「既存ベンダーしか既存システムの機能の詳細を把握することができなかつたため」、「既存システムの機能（技術）に係る権利が既存ベンダーに帰属しているため」との回答が多くございまして、その背景としまして、官公庁において情報システムに関する知見や人員体制が不足している可能性、そして、情報システム調達において、官公庁が仕様書の作成や受注者との契約を行う際に、特定のベンダーに偏った仕様となっていたり、権利処理が適切になされていない可能性が考えられたところでございます。

続きまして、4～6 ページでは、情報システムの疎結合化につきましては、有識者、ベンダー、官公庁の方々から、おおむね、好意的な意見がみられました。

また、情報システム間の A P I 連携はあまり行われていない状況が見受けられましたが、円滑な連携についての重要性については、有識者等から指摘があるとともに、そのためのデータの標準化の重要性について、官公庁等から指摘があったところでございます。

以上を踏まえまして、情報システムの疎結合化につきましては、競争政策上は望ましいと整理するとともに、そのためには、疎結合化等を含めた調達単位の考え方や、A P I の標準化及び整備基準等について、今後、デジタル庁におきまして、官公庁向けの参考資料

を充実させるとともに、その普及啓発等を図ることが望まれるとさせていただいたところでございます。また、データに起因したベンダーロックインを防止する観点から、データの標準化を図ることは、競争政策上望ましいと整理するとともに、今後、官公庁間の情報システム連携や全国的なオンライン申請などが普及していくことなどを踏まえますと、個別の地方公共団体で標準化するのではなく、データの性質ごとに国全体で標準化した方が望ましいと考えられることから、デジタル庁及び関係府省庁の連携の下、これが推進されることが望まれるとさせていただいたところでございます。

続きまして、7ページから10ページでは、オープン仕様の設計につきまして、7割近くの官公庁が、内部の職員のみで仕様書を作成しているという実態がございまして、官公庁の方々からは苦勞の声が聞かれたところでございます。他方、一部の官公庁におきましては、コンサルティング事業者を活用しており、そのメリットや留意点について官公庁等から指摘があったところでございます。

また、オープンソース化につきまして、オープンソース化している情報システムがあると回答した官公庁は少数でございましたが、東京都の「新型コロナウイルス感染症対策サイト」などの実例もございまして、オープンソース化につきましては、ベンダー、有識者からも好意的な意見がみられたところでございます。

8ページと10ページで申し上げますが、情報システムについて、オープンな仕様を設計することやオープンソース化を推進することは、競争政策上望ましいと整理させていただいているところでございます。

続きまして、11ページでは、官公庁におけるその他ベンダーロックイン防止のための取組、12ページでは、官公庁とベンダーとのマッチングについて紹介しているところでございます。

続きまして、13ページから16ページですが、本調査では、官公庁の組織・人員体制や研修・マニュアル等の整備が十分ではないことが明らかとなりました。そのため、ベンダーロックインを未然に防止するためには、情報システムに関する人員の確保・拡充、専門職化のために必要な制度設計や予算措置、研修体制やマニュアルの整備など、多様なベンダーの参入が見込まれる情報システムの構築に向けた体制が整備されることが競争政策上望ましいと整理させていただいたところでございます。

17ページ以降では、情報システム調達におけるベンダー等の行為についての独占禁止法上の考え方や留意点を説明しているところでございます。

17ページにおきましては、ベンダーが、仕様書の作成に際し、自社又は特定社のみが対応できる機能を盛り込むことを要求等することによる、独占禁止法上の問題点を整理しているところでございます。

続きまして、18ページにおきましては、既存のベンダーが、合理的な理由なく既存のシステムの仕様の公開を拒否したり、データの引継ぎを拒否したりすることによる、独占禁止法上の問題点を整理しているところでございます。その上で、デジタル庁に対しまして

は、仕様書・契約書のひな形等を作成し、統一的に周知するほか、官公庁の調達時の判断に当たっての相談窓口を設けるなどの対応を取ることが望まれるとさせていただいたところでございます。

続きまして、19ページでは、既存ベンダーが既存システムの運営等での不利益を示唆するなどにより他のベンダーに委託しないように要求することや虚偽の説明をすることなどにより別々の物品・役務を一緒に委託させることによる、独占禁止法上の問題点を整理しているところでございます。

20ページでは、情報システム調達の案件におきまして、ベンダーが予定価格を大きく下回るような安値入札をすることによる、独占禁止法上の問題点を整理しているところでございます。

21ページでは、ベンダー間の受注調整やコンサルティング事業者が受注調整に関与することによる、独占禁止法上の問題点を整理しているところでございます。

最後のページでは、公正取引委員会の今後の対応について記載させていただいております。本報告書の取りまとめに当たりましては、情報システム調達に関する意見交換会にデジタル庁さん等にオブザーバーとして出席いただくなど、デジタル庁さん等と連携して進めてまいりましたので、引き続きデジタル庁等の関係府省庁と連携しながら、ベンダーロックインの回避、多様なベンダーが参入しやすい環境の整備に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

私からの説明は以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御意見、御質問がございましたら、お願いします。本日はデジタル庁もオブザーバーで参加していただいておりますので、必要に応じて、御回答いただきたいと思いますと思っております。

それでは、村上専門委員、瀧専門委員の順番でよろしく申し上げます。

○村上専門委員 村上です。御説明ありがとうございます。私からの質問は2つです。

1つ目は、公正取引委員会とデジタル庁に対してですが、今後、クラウドサービスの利用が拡大していくと思います。今、御説明いただいたのは基本的に請負の調達だと思えますけれども、請負の場合は、仕様書を作って、参考見積を入手し、公募して、入札して、落札、契約という順になります。一方、クラウドサービスの場合は、ウェブ上に出ている各サービスの内容や料金表などを比較検討の上、選定して随契するという形になるので、調達手順が全く違うと思います。公正取引委員会とデジタル庁に、クラウドサービス利用をもっと促進するためのルール作りを検討される予定があるのかを伺いたいと思います。

2点目が、今も出てきました三層分離の話です。今は、自治体向けクラウドサービスはLGWAN-ASPが前提となっていて、インターネット（パブリッククラウド）レイヤーからマイナンバー（基幹系）レイヤーにデータを取り込むことができるのは、マイナンバーやe-Taxなどの国のシステムに限定されていて、民間のクラウドサービスが排除さ

れています。今後、インターネット（パブリッククラウド）レイヤーで提供されるクラウドサービスも利用できるようにするために、データを安全にインターネットレイヤーからL2WANレイヤーやマイナンバーレイヤーに取り込むためのセキュリティールールを整備して、民間のクラウドサービスをもっと使えるようにすべきだと思いますが、この点について、これも公正取引委員会とデジタル庁はどのようにお考えか、教えていただければと思います。

私からは以上です。よろしく申し上げます。

○菅原座長 ありがとうございます。

次に、瀧専門委員、お願いします。

○瀧専門委員 どうもありがとうございます。

私も小室課長とデジタル庁さん両方にお聞きしたいテーマが2つありまして、一つは、今回、オープンソース化の話であったり、アーキテクチャーであったり、そもそも仕様を考えるみたいところに、一言で言うともっとそこに投資するべきみたいな部分があったのだと思っているのですね。

従来、こういうものに対する批判というのは、長年の契約の中でそれを吸収していくとか、メンテコストを払っていくというのが、もうちょっとアップフロントで、先にちゃんと検討して、国民のためになるシステムを資産として持っておくみたいな考え方に移行する要素もあるのかなと思っているのですけれども、この考え方が正しいのか、間違っているのかをお聞きしたいというのが一つになります。

もう一つは、もう少し踏み込んで考えると、今、自治体の17業務の標準化などが進んでいるわけですけれども、その中での予算の7割以上相当の部分はオープンソース化を指向していくという目標を掲げることが現実的なのか、もしくは既にあるのか等々について教えていただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、公正取引委員会、その後、デジタル庁の順番で御回答ください。

○公正取引委員会（小室課長） 公正取引委員会でございます。御質問ありがとうございました。

まずは村上委員から御質問いただいた点でございますけれども、クラウドについて、調達手続のルール作りという御指摘があったかと思えます。この点につきまして、もちろんガバメントクラウドの在り方そのものにつきましては、デジタル庁さんにおいて検討がなされているものと承知しておりますけれども、一般論として、私どもはベンダーロックインというのが気になるところでございまして、それはクラウドにとっても当てはまるのではないかとございまして、アプリケーションのみならず、クラウドインフラの分野においても多様なベンダーの新規参入が確保されるということは、競争政策上望ましいと考えているところでございます。

なお、参考情報でございますけれども、現在、公正取引委員会におきましては、官公庁が調達するクラウドに限ったものではないのですけれども、クラウドサービス分野における取引実態や競争の状況を明らかにするため、実態調査を実施しているところでございまして、その中でベンダーロックインの回避やマルチクラウドを可能とする環境の整備といった観点も踏まえて調査を行っているところでございます。いずれ何らかの形で公表させていただくことになろうかと思っておりますので、また本WGで御報告させていただく機会もあるかと思っております。

それから、2点目の御質問につきまして、三層分離、LGWANの話でございます。これは大変難しい問題といいたいまいしょうか、これまで作り上げられているネットワークをどうするかという問題だと思っておりますので、デジタル庁さんや総務省さんで検討がなされていると承知しているところでございます。

村上委員の御指摘のとおり、正に三層分離だからということだと思っておりますけれども、民間サービスが入ってこられない点につきましては、一方でセキュリティーの問題があるということございまして、この問題を解決した上で、私どもも調査の視点として挙げさせていただきましたけれども、三層の対策の抜本的な見直しを含む取組が行われて、その結果、利用者の利便性が高まり、競争環境が確保されることについては望ましいと考えているところでございますので、今後の取組を注視していきたいと考えているところでございます。

それから、瀧委員からの御質問でございますけれども、情報システムは国民の財産であるから、オープンソース化やオープン仕様を行うのは当然のことではないかという御指摘だと思います。全く御指摘のとおりだと思います。

特にオープンソース化に関して言いますと、ソースコードを公開することになりますので、ベンダーさんにも色々な事情があろうかと思っておりますけれども、正に国民の財産になるものでございますので、そこについては可能な限りオープンソース化や、オープン仕様を進めていくべきであると報告書でも申し上げさせていただいているところでございます。

それから、オープンソース化の数値目標という点は、私が知る限り、そういったものはないのかなと思っております。

先ほどの資料でいいますと、10ページで競争政策上の考え方を整理しているところでございますけれども、オープンソース化につきましては、当然これを進めていくということについては大賛成でございますが、どういった分野についてオープンソース化すべきなのか、あるいは具体的なやり方といいたいまいしょうか、10ページの上から3パラグラフ目でございますけれども、諸外国におきましてはオープンソース化が進んでいるという実態は私どもの報告書で色々と御紹介させていただいているのですけれども、こういったものを参考にしつつ、我が国においてもデジタル庁さんの方で情報システムのオープンソース化のメリットや推奨分野等を示していただくことによって、国全体として情報システムのオープンソース化の推進を図ることが望まれるということございまして、こういった取組を

一歩一歩進めていくのが大事なのではないかと考えているところでございます。

私からは以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、デジタル庁の門馬参事官、お願いします。

○デジタル庁（門馬参事官） デジタル庁の門馬と申します。私からもお答えしたいと思います。

まず、村上先生からいただいた1問目の話でございますけれども、おっしゃるとおり、クラウドサービスが本格化しますと、現在、デジタル庁の方でも試行中でございますが、5年度から本格運用ということで、ガバメントクラウドという政府共通の基盤を整備しまして、自治体さんも含めて、その上にアプリケーション等を構築していただくといったことを検討してございます。

それを実現するためには、場合によっては会計法令の改正も視野に入れつつ、新しい調達方法が必要ではないかということを中心に検討しているところでございます。

具体的には、欧米の例でいいますと、EUなどでは、EU指令というレベルで、いわゆる包括契約と呼んでいる新しい調達方法を法令で位置づけた上で、こういったクラウドサービスの提供を円滑にできるようにといった取組がなされておりますので、日本もそれに倣った形で、早急に、円滑にクラウドサービスの提供が受けられるようにすべきだということで、いろいろ検討しているところでございます。

それから、2点目の三層分離の話でございますけれども、先ほど公取様からおっしゃっていただいたとおり、基本的には総務省様が主体となって、我々はその援護という形なのかなとは思っているのですけれども、先ほどの御指摘にもあったとおり、セキュリティー面の問題につきましてしっかり検討を加えた上で、より幅広い調達の確保、競争の確保ができるようにという方向で検討していきたいと思っております。

それから、瀧先生の御質問の件でございますけれども、オープンソース化につきましては、デジタル庁としましても、競争政策上の観点のみならず、個々のシステム活用の目的、状況に応じまして、セキュリティーは十分に確保されているか、利便性の向上性は維持できているかといった観点からの検討も併せて行っていく必要があるのかなということで、基本的にはオープン仕様の活用をしていくと思っておりますが、今の申し上げたような点に留意しながら広めていくのかなという認識でございます。

それから、2点目の標準化につきましても、デジタル庁として取組をさせていただいているところでございますけれども、予算的にオープンソース化といったものに傾注していくということにつきましては、デジタル庁のシステム予算につきましては、現在、一括計上化ということで、各省の情報システム予算をデジタル庁に一旦集約いたしまして、国全体としての方針をデジタル庁を中心として決めて、その方針に沿った形で各省に運用いただく、あるいはデジタル庁が自ら執行するといった形で、全体として統一して執行できるような形にしつつあるところでございます。

そういった点から、先ほどの標準化と予算との関係でそちらの方に重点を置いていくことも可能になってきていると思いますので、そういった点を踏まえながら今後も対応してまいりたいと思っているところでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

ただいまの御回答に対して、村上専門委員、瀧専門委員、コメント、追加質問があればどうぞ。

○村上専門委員 御回答ありがとうございます。

ただ、クラウドに関して、ガバメントクラウドとクラウドが混同されているので、ガバメントクラウドについては、自由な競争や民間の創意工夫を阻害しないように、今後、十分に注意して導入を進めていただきたいと思いますし、ガバメントクラウドに載らないクラウドサービスの方が圧倒的に多いので、このクラウドサービスの利用をいかに推進するかという観点で是非検討いただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

瀧専門委員、ございますか。

○瀧専門委員 丁寧なお答えをいただいたので、特にないですがけれども、純粹にコメントとして、やはりオープンソース化というか、アーキテクチャーを作る仕事は結構レベルが高い仕事でもあって、自治体さんレベルで人を確保するのは、レポートにもあったようにかなり厳しいことでもあると思っています。

今後、いろいろな業務が標準化されていくので、そこは中央で本当に効率的なことができるようになると思っていますので、そういう期待がありますというコメントでございます。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

次に、戸田専門委員、落合専門委員の順にお願いします。

戸田専門委員、お願いします。

○戸田専門委員 ありがとうございます。

クラウドについては、今後、検討されるというお話だったのですがけれども、自治体の場合は、ガバメントクラウドの上に標準化されたシステムが載るということで、そうなる、勝ち組・負け組というのが明確になり、撤退するベンダーも出てくるのではないかと思います。

国民からしても、システムが一業種一本になったほうが利便性が高いとか、使い勝手が同じになってきますので、クラウドの業者が集約されていくことについてはメリットもあるのではないかと思いますので、そうなったときに、どうやって競争性を担保

していくのかということについて、お考えが何かあればお聞かせいただきたいです。

実際、クラウドベンダーについては、一旦お客様が利用を開始するとデータ移行ができないような形になっていて、完全にクラウドのロックインが生じてしまうといった状況が現状でもあるわけですが、そこに対する対策については何かお考えがあるでしょうか。

この2点でございます。

○菅原座長 それでは、落合専門委員、お願いします。

○落合専門委員 ありがとうございます。

私からも3つほどでございます。

一つが、概要資料のうち、8ページで御説明いただいている中で、疎結合化や、データの標準化についても指摘があったとっております。こういったところが、基本的なアーキテクチャーの設計としては競争政策上も、また政策上も重要になるかと思いますが、これらについてどうお考えになるかを伺いたいのが1つ目です。

2つ目としては、18ページで、先ほど瀧専門委員からお話があったかと思いますが、自治体だけで調達をしっかりと行うのはなかなか難しいところがあるのではないかと感じております。そうすると、仕様書や契約書、ひな形であったり、具体的な調達に当たっての支援を行っていくことは、施策としてかなり重要になるのではないかと考えられますが、この点についても改めて御意見を伺いたいと思っております。

第3点は、今まで申し上げたところも含めて、オープンソース化についても瀧専門委員からお話がありましたし、APIや疎結合化といったものを進めるという意味でも、やはりチェックリストのようなものをしっかり整備して行って、取組の状況を測定していったり、推進していくような形で議論ができると非常に良いのではないかと感じております。これをデジタル庁から自治体を含む各官公庁に働きかけていただくことが考えられるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、公正取引委員会から回答をいただき、コメントがあれば、デジタル庁からお願いします。

○公正取引委員会（小室課長） 御質問ありがとうございます。

戸田委員から御指摘いただいた点は、クラウドが中心だったかと思うのですが、結果として業者が集約されるという問題についてどう考えるか、クラウドロックインといった問題になろうかと思っておりますけれども、これにつきまして、公正取引委員会といたしましては、より良いものをより安く提供する事業者が入札で選ばれること自体については、望ましいといいたいでしょうか、結果としての集約ということについては望ましいということになろうかと思っております。

ちょっと答えになっているか分からないですが、我々の一つのアイデアといたし

ましては、繰り返しになりますけれども、情報システムの疎結合化ということでは、資料の1ページの右下のところに図を描かせていただきましたけれども、こういった疎結合化によって個々の情報システムを細分化していきまして、API連携でつないでいくといった形になれば、多様なベンダーが参入しやすくなる。意に反した集約にはならず、きちんと良いものを安く提供する業者がきちんとサービスを提供することになるのではないかと期待しているところをございまして、こういった取組を進めていくことが考えられるのではないかと考えているところをございます。

今の話と関連しまして、落合委員から御指摘いただきました疎結合化やデータの標準化につきましては、資料の6ページに私どもの報告書でも競争政策上の考え方を整理させていただいております。疎結合化、それに向けたAPIの標準化や整備基準について手当てをしていき、データの標準化についても、個別の地方公共団体で標準化するのではなくて、国全体で標準化するといったことが行われることが望ましいのではないかと考えておりますし、18ページでは、個別のお話として、合理的な理由のない仕様の開示の拒否やデータの引継ぎ拒否については、独禁法上問題となるときに対応するだけではなくて、そもそもの契約がちょっとどうかなという部分があって、ここは仕様書・契約書のひな形を作成していく、相談窓口を設けるといった対応が大変重要になってくるのではないかと考えているところをございます。

最後に、御指摘いただいたチェックリストにつきましては、私どもが報告書で示した事項をチェックリストのような形で作成いただくことは、ベンダーロックインを回避する観点からは大変望ましい取組であると考えているところをございます。

これにつきましては、行政のデジタル化を推進いただいているデジタル庁さんの方で前向きに検討していただけるものと期待しているところをございますけれども、こういったチェックリストが作成されることになりましたら、当委員会としてもきちんと協力していきたいと考えているところをございます。

私からは以上をございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

デジタル庁からコメントはございますか。

○デジタル庁（門馬参事官） ありがとうございます。

では、私から2点ばかり、クラウドサービスが増えてくると、競争性の観点においてどうなのかといった御質問があったと思うのですが、この点につきまして、我々としても正直難しい課題だとは思っておるのですが、一つ可能性として、デジタルマーケットプレイスという仕組みがアメリカや欧州各国で、既に官公庁で成果を上げているといった話を聞いておりまして、その勉強を始めたいと思っているところをございます。

簡単に申し上げますと、デジタルマーケットプレイスは、電子上に政府としての市場を設けて、その中に多数、国から受注をしたいという方に事前に登録していただいて、その中から最適な者を自治体なり国のシステム担当者が選ぶといったものをございますけれど

も、それによって大手だけではなくて、中小企業も含めた多様な業者さんが参加するようになったといった実績があるやに聞いております。そういったことも一つ競争性の確保という点で期待できるのではないかと考えているところでございます。

もう一点、落合先生から、自治体、特に小さいところについて、調達を自分で全部行うのは難しいといった御指摘がありました。この点も、我々としても問題意識として持っているところございまして、特に情報システムについての知見を持っている方に民間からもたくさん来ていただいておりますので、そういった方の知見を自治体の要望されるところにも展開できるように、ノウハウの提供などの様々な形で援護していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

次に、岩下委員から質問をいただき、その後、もし追加でコメントがあれば戸田専門委員、落合専門委員にお願いします。

それでは、岩下委員、よろしくお願いします。

○岩下委員 すみません、クイックに。

今回のアンケートは、こういうことをやること自体は非常に良いことだと思うのですが、現状と比べて飛躍が大きすぎるような気がするのですね。オープンソースと書いてありますけれども、そもそも今の日本型のシステムインテグレーションをやって、ベンダーさんに全部お任せで作ってもらっている仕組みの中で、オープンソースにするだの、クラウドを使うだのといっても、実はもともと限界があるので、こういう話は今の日本的なシステムインテグレーション自体をもうちょっとある意味で内製化というか、政府の職員なり自治体の職員なりがきちんとそういうものに関与していくかというほうが実は本質で、その結果、疎結合やクラウドという話になっていくことだと思うのです。それがなかったら、どんなに形だけそういうふうにしても、結局全部お任せになってしまって、事実上ベンダーロックインになっているのではないかと感じるのです。

そういう意味では、いわゆる日本的なシステムインテグレーションの仕組みであるとか、あなたは作る人、私は食べる人みたいな仕組み自体を今後も続けていくかどうかということについての方向性はどうなっていらっしゃるのでしょうか。デジタル庁さんにお答えいただければと思います。

以上です。

○菅原座長 それでは、デジタル庁からお答えいただきまして、もしコメントがあれば、公正取引委員会からもお願いします。

○デジタル庁（門馬参事官） 岩下先生、ありがとうございます。

御指摘のとおり、そもそも現在の調達の在り方そのもの、どういった人材が調達に携わっているのかという官側の問題というのもあるという認識は我々も持ってございまして、そういう意味では内製化というお話も出まして、内製化についても取り組むべきではないか

という意見はデジタル庁内でも当然出ております。

ただ、内製化をするためには、当然それを行うための庁内の人材がしっかりしていかなければいけないだろうということで、そういう意味での人材育成もこれからしっかりしていくべきではないかといった話になっております。

それから、民間ではかなり当たり前になっているのかもしれませんが、アジャイル開発といったものも、官の方でも積極的に取り入れていこうといった動きもあるところでございまして、アジャイル開発による調達が増えていけば、おのずと内製化も深まっていくことになるかなと思っているところでございます。そういった取組も、検討中ではございますが、やっぺいこうということになってございます。

以上でございます。

○菅原座長 公正取引委員会、どうぞ。

○公正取引委員会（小室課長） 一言だけ。岩下委員の御指摘は全くそのとおりだと思います。私どもの調査でも、つまるところ、システム調達に関する組織・人員体制の整備がやはり重要になってくるということを提言させていただいておりますし、今回、調査を行っている中でもそれを痛感したところでございます。

他方、色々と話を聞いておりますと、小さな自治体の中にもシステム人材がいらっしゃるところもございまして、そこは人数がいなくても非常に良いシステムをうまく作っているという例もありまして、委員から御指摘いただいたことは今後の大きな課題なのではないかと思っております。

以上でございます。

○菅原座長 ありがとうございます。

それでは、戸田専門委員、落合専門委員の順番でどうぞ。

○戸田専門委員 すみません、1点だけ。クラウドサービスのベンダーの件については御回答いただいたのですが、現在いわゆるクラウドベンダー間でデータ移行ができずロックインが生じていることについて、何らかの御検討をいただければと思います。

以上でございます。

○菅原座長 落合専門委員、コメントはございますか。

○落合専門委員 今の戸田専門委員のコメントですが、私は公取での意見交換会に参加しておりましたが、その中では、オープンソース化や、情報を引き継げるようにする体制を整備することを議論したと思いますので、そういった中で整理した内容もより参考にしていただくと宜しいかと思っております。

デジタル庁さん自体が、岩下先生がおっしゃっていただいた組織体制の整備が必要だからこそそういう庁ができたと認識しております。マーケットプレイスの点も、英国の例などを見ると、それによって一部のベンダーだけではなく全国的にかなり多くのベンダーが参入するようになったという結果があると聞いておりますので、そういったものを狙われているのかなと思っておりますので、是非頑張って、できるだけ体制の面も踏み込んで努力

を続けていただければと思います。

以上です。

○菅原座長 ありがとうございます。

最後に、公正取引委員会、デジタル庁からお願いします。

○公正取引委員会（小室課長） 本日は御説明させていただきまして、ありがとうございます。

今日、皆様からいただいた御指摘を踏まえまして、引き続きこの報告書の内容について普及・啓発を図っていきたく思っております。引き続き御指導のほど、よろしく願っています。

○菅原座長 デジタル庁からコメントございますか。

○デジタル庁（門馬参事官） 今日はいろいろ御指摘をこの場でいただきまして、大変ありがとうございます。

デジタル庁もまだまだできたばかりの官庁で、いろいろとうまくいっていない面もあるので、今、叱咤激励をいただいたと思っておりますので、ますます頑張りたいと思います。引き続きよろしくお願いします。

ありがとうございました。

○菅原座長 ありがとうございました。

それでは、ここまでとさせていただきます。行政手続のデジタル化を推進するに当たりまして、参考としていくべき論点が議論されたと思います。

この点については、事務局においても各府省の横断的な展開を図る観点から、答申に必要な事項を盛り込むことを検討してください。

それでは、公正取引委員会、デジタル庁の皆様におかれましては、本日はお忙しい中、どうもありがとうございました。「退室する」ボタンより御退室ください。

（説明者退室）

○菅原座長 予定の時間をかなりオーバーしていますが、議事が4件、重要案件が残っていますので、続けたいと思います。時間がありませんので、議事3～6を一括して事務局から説明頂き、その後ご意見を頂戴します。大野参事官、御説明をよろしくお願いします。

○大野参事官 では、まとめて説明させていただきます。

まず、資料3は、昨年、取り扱いました産業廃棄物の電子マニフェストの関係で取り上げた案件の関連でございます。産業廃棄物の電子マニフェストにつきましては、電子マニフェストの100%を目指した取組を進めることを求めている状況でございます。

小型家電のリサイクル、中小企業などがパソコンを捨てるときにわざわざ電子マニフェストを作成するのは大変で活用が進まないという議論がある中で、宅配便のシステムを使うというベンチャー企業の方から要望を受けました。少しニッチな世界ではありますが、民間の創意工夫を活用した官民連携、アジャイル政策形成の例ということで取り上げてみ

たところでございます。

最終的には契約でありますとか、費用対効果といいますか、それぞれの事業者の利益もあります。環境省も、関係者の意見交換の機会を調整するなど前向きな対応をしておりますので、デジタル原則を踏まえた取組の例としてフォローしていければと考えています。

続きまして、資料4は、会議で進めております原則として年間10万件以上の手続については、オンライン利用率を引き上げる取組を進めているところでございます。

全体像としては、10万件以上の手続が大体430ぐらいあるのですけれども、約250手続については昨年までに開始しております。50ぐらいは100%オンライン利用されていて、失業認定のように性質上オンライン化不可という手続も20程あります。それから、厚労省関係でデジタル庁と詰めているものが50程度あります。そういったものを除いたものが今回の資料4に挙がってきているものでございます。

これも眺めていただければ分かるかと思うのですけれども、おおよそ、デジタル化できるけれども対応が遅れているものの一覧ということになるかと思っております。

俯瞰すると、地方自治体関係の手続が相当の割合を占めている。それから、公務員共済、私学共済などの共済関係、外郭団体が受手になっているようなもの、納入告知書の受領、情報公開請求などのように各省にまたがるような手続が、デジタル化が遅れているということかと思っております。

共通システムの機能整備といったことも含めまして、所管府省だけの取組でできる課題でもありませんので、デジタル庁、デジタル臨時調査会などとも連携しながら、着実に取組を進めていく必要があると考えています。

個別の話でいいますと、行政相談でありますとか、債権譲渡など、法務省関係の手続といったものも、遅まきながら取組の検討は始まっているところでございます。注視していきたいと思っております。

若干気になるのは後見登記の関係で、10万件以上のうちの大半が裁判所からの申請だから、取組は対象外だと言っているのですけれども、家事裁判の手続のデジタル化も進めておまして、この分野全体のデジタル完結が必要ではなからうかということを考えているところでございます。

それから、手続の性格上、取組が適当でない。できるかどうかというのは別として、国として優先度を上げて取り組むべきではないとするところが幾つかあります。刑事収容施設の中で手紙を出したいと看守さんに伝えるといった話でありまして、こういうものは国として高い優先度でデジタル化に取り組むべき課題とは言えないのかなと考えております。一方で、外部からの面会の申出のような話は、完全オンライン化となってくると、いろいろ課題は多いと思うところでございますが、デジタル技術の活用が考えられないか、もう少し探ってみることはあるのかと思っております。

また、モーターボート競争の払戻しのようなものについてまで国として取り上げるかど

うかというのは若干疑問かなと考えています。

いずれにしましても、先生方の御指導を踏まえまして、可能なものは答申に盛り込んでいきたいと考えております。

続いて、資料5もメール等で御紹介しておりますけれども、10万件以上の手続に加えまして、地方自治体と事業者の間の手続については、年間1万件以上のものについて国がシステム整備等を行ってデジタル化を進めるという取組を進めております。先程の鳥獣などもその一つかと思います。ワーキングでもローカルルールというのが話題になっているかと思いますが、これを解決するにはこの取組をしっかりと進めることが必要かと思っております。

特に事業者の立場からは、ローカルルールが気になるとしても、各地方公共団体にとってはほかとの違いを共通化するメリットはほとんどないのが実情ですので、見直しを進めるインセンティブとしては、国がシステムを整備していく、それに乗っかることによって業務の効率化・高度化が進むという形を作っていくことが必要になるかと思っております。

このワーキングの前の行政手続部会以来、様式の標準化といった取組も進めてきておりますけれども、共通のシステムでデジタル化を進めて、さらに定型的な判断ができる内容については、入力支援システムなどによって可能な限り機械化することでローカルルールを解決していく。この取組はいまだ道半ばではありますが、各省もシステム化について前向きな検討を進めるということでございますし、e-Govの機能強化の取組などもデジタル庁を中心に検討が始まっております。こういったことについても横断的な取組であるということで、デジタル臨調、デジタル庁とも協力しながら、行政手続全体のデジタル化を進めていきたい。先生方にも御指導いただきつつ、答申にも盛り込んでいきたいと考えてございます。

資料6は、ホットラインの処理でございまして、こちらもメール等で御紹介していた内容でございます。いろいろな民間の事業者の声を踏まえまして、取組を進めていきたいと考えております。

私からは以上でございます。

○菅原座長 大野参事官、ありがとうございます。

御質問、御意見があれば、是非お願いします。いかがでしょうか。

特にないようですので、それでは、事務局におかれましては、電子マニフェストの利用拡大についてはしっかりと必要なフォローアップをしていただくとともに、答申に必要な事項を盛り込むことを検討してください。

また、デジタル化に向けた検討の工程があるものについては、スケジュール感を持って進めていただくとして、現時点でも検討工程を示すことができない手続についても、検討の加速化をしていただきたいと思います。特に後見登記手続のようにデジタル化を進めることで波及効果が見込まれるものに関しては、しっかりと取組を進めていただくとともに、行政文書の開示請求や国庫金のように各府省にまたがる課題についてもデジタル完結

に向けて取組を進めていただく必要があると考えています。

先ほど大野参事官からも説明がありましたが、デジタル化に向けた取組が適当ではないとする手続についても、刑事収容施設内部の手続など国としてデジタル化を進める上で優先度が必ずしも高いと言い難いものについてはやむを得ないかもしれませんが、収容者に対する面会の申請などはデジタル化による負担軽減を図る余地が十分あると思います。

事務局におきましては、引き続きしっかりとフォローアップをいただきまして、各府省庁に必要な取組を求めるとともに、答申に必要な事項を盛り込むことを検討してください。

規制改革ホットラインの処理についても、ただいまの御説明のとおりですが、この内容にて処理方針を決定します。

今後、ワーキングとしてしっかり対応していきたいと思いますので、引き続き御協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日の議題は以上でございます。

今後の日程等につきましては、追って事務局から御案内させていただきます。

本日はどうもありがとうございました。